

別紙

令和4年(ワ)第31814号

質問書兼回答書

令和6年07月05日

お名前 八木橋 健太郎



あなたが提出した文書提出命令申立書(2024年6月11日付け。以下「本件申立書」といいます。)につき、次のとおり質問します。

- 1 本件申立書の「第5」には、提出義務の原因が「民事訴訟法220条1項」であるとの記載がありますが、これは同法220条1号(当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき)のことでしょうか。そうであるという場合は、本件訴訟において被告が当該文書を引用している箇所を準備書面の該当頁数を記載するなどして特定してください。
 はい、提出義務の原因の根拠となる条文は、民事訴訟法220条1号です。引用箇所は、次のとおりです。

【引用箇所】

答弁書 | 3頁 | ない | 7行目 外

- いいえ、違います。(次の質問に進んでください。)

- 2 (上記1において、「いいえ」を選択した場合のみ回答してください。)

提出義務の根拠となる条文が、民事訴訟法220条2号~4号のいずれであるかを明らかにし、それに該当する理由を説明してください。

なお、同条4号であるという場合は、同法221条2項の「書証の申出を文書提出命令の申立てによってする必要がある場合」に当たることについても併せて説明してください。

【説明欄】

提出義務の根拠：220条__号

理由：

以上